

令和3年9月21日

臨時休所する児童クラブの児童が在籍する保護者の
勤務先企業・事業者の皆さまへ

東村山市長 渡部 尚

新型コロナウイルス感染者の発生による臨時休所に伴うお願い

日頃より、東村山市の児童クラブ事業にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

市内児童クラブ（1施設）において、9月16日（木）児童1名が新型コロナウイルスに感染したことが判明しております。（※9月17日付公表）

保健所の見解も踏まえ、引き続き関係者の健康状況等の観察を継続するため、当初の期間（21日まで）を1日延長し、現時点では以下の期間において臨時休所とします。

【現時点における臨時休所期間】

令和3年9月17日（金）～令和3年9月22日（水）

※現時点では24日（金）からの運営再開を予定しております。変更等が生じた場合には、以下の市ホームページに最新の情報を随時掲載します。

<東村山市ホームページ>

トップページ → 子育て・教育 → 児童館・児童クラブ → 児童課からのお知らせ →
市内児童クラブにおける新型コロナウイルス感染者の発生について

当該児童クラブに在籍する児童の保護者の勤務先企業・事業者の皆さまにおかれましては臨時休所の間、保護者の勤務について、ご家庭での保育が可能となるよう特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、保護者の皆さまには、当該児童クラブより臨時休所となる旨などについて別途通知させていただいておりますので、併せてご確認いただければ幸いです。

【問い合わせ先】

東村山市役所 子ども家庭部児童課管理係
電話：042-393-5111（内線 3175）